浦添市民体育館空調設備リース委託仕様書

1　業務概要

東京２０２０オリンピックに出場するデンマークハンドボールチームの事前合宿が浦添市民体育館で実施するにあたり、仮設空調機等を設置しハンドボール競技に必要な適切な温度を保ち、円滑な事前合宿が実施できることを目的とする。

また、物品の輸送、設置及び撤去等に細心の注意を払い、本仕様書の各項目を遵守し当該契約を遂行することとする。

2　業務場所

浦添市民体育館（浦添市仲間一丁目１３番１号）

3　履行期間

契約締結日の翌日より令和３年７月２２日まで

4　設営、撤去期間

設営：令和３年７月１１日(日)～令和３年７月１４日(水)　※試運転調整を含む

撤去：令和３年７月２１日(水)～令和３年７月２２日(木)

5　使用期間（練習等）

令和３年７月１５日(木)～令和３年７月２１日(水)

6　使用時間予定（練習等）

４時間程度

7　稼働時間

使用時間開始に設定温度を保つ為に必要な時間から練習終了後まで稼働すること

8　設定温度　２６度以下

※設定範囲は、アリーナ面積（図面参照）×高さ３m程度とする。

9　業務内容

空調及び物品の設置は別紙「仮設空調設備配置図」に基づき行うが、設置にあたり既存の状態において設置不可能な場合は浦添市教育委員会（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）の協議のうえで設置可能な状態にし、業務を行う。

また、撤去後は原状に復するものとする。

（ア） 物品一覧に記載あるものについて、当該製品又は同等品以上とする。但し、製品のサイズ・材質その他について指定のある場合は同規格とする。また、それらは清潔なものとし衛生的な面も十分に配慮すること。

（イ） 設置完了後、撤去するまでは空調及び物品を常に使用可能な状態に維持管理するとともに、緊急事態にも対応可能な状態をとるものとする。

（ウ） 合宿全日程終了後、空調及び物品を撤去し当該会場を原状に復するものとする。また、撤去にあたって廃棄物等が出る場合、乙の負担にて処分すること。

（エ） 空調及び物品の設置完了後から、甲が撤去を指定した日時まで１名の現場責任者（担当者）を指定した場所に配置し、甲の指示により維持管理に努めること。また、現場責任者（担当者）については、乙の社員であることとし、本業務の不測の事態に迅速に対応・対処できる者であること。

１０ 留意事項

本仕様書は業務の基本的な内容につき記述しているものであり、本仕様書に記述なき事項で業務上必要な事項は甲と乙の協議の上決定し、乙の責任において忠実に履行すること。また、下記項目を遵守し当該契約を遂行すること。

（ア） 設置する空調の種類については、水冷パッケージ型エアコンまたは空冷パッケージ型エアコンとする。空調の室外機の設置箇所については場所確保・排熱の籠らない様にする為に別紙配置図の通り設置することとする。

（イ） 空調の設置において、体育館の窓を開放して配管等を行う場合は防犯上・風雨対策上、開口数は東西面それぞれ１箇所のみ開口することが可能であるが隙間より風雨が入らないように養生を施し競技に支障がないように設置すること。西側開口部については、選手等も出入りすることから、選手用通路は確保すること。

（ウ） 設営～撤去期間中はトラブルや事故がないように安全対策を施し、細心の注意を払い業務を遂行すること。また、既存の施設を傷つけないよう配慮すること。

（エ） 指示された空調及び物品の設置等が完了したときは、直ちに甲に報告し確認を受けるものとする。

（オ） 設置～撤去期間中における破損紛失等はすべて乙において加入する保険もしくは乙自身においての負担とする。また、動産総合保険等必要であると乙が判断する保険には予め加入すること。

（カ） 台風などの自然災害が発生した場合もしくは発生が予想される場合は甲・乙協議の上で、甲の指示に従い撤去、再設置をすることがある。その場合甲が撤去を指示してから２時間程度を目安に撤去を完了、再設置を指示してから３時間程度を目安に再設置を完了することとする。また、その費用については別途協議するものとする。

物品一覧

NO.	名称	仕様	数量	設置箇所
1	水冷及び空冷パッケージエアコン	504,000Kcal以上	1式	体育館アリーナ
2	運搬・設営・撤去		1式	
3	発電機		1式	体育館外
4	分電盤・ｹｰﾌﾞﾙ類		1式	
5	運搬・設営・撤去		1式	
6	燃料費	14日間稼動	1式	
7	現場管理費		1式	
8				
9				
１０				
１１				
１２				
１３				
１４				
１５				

□ 体育館アリーナにおける温度は 26℃設定とし、デジタル温度計で体育館アリーナの温度を空調稼働日の稼動前と稼動後１時間毎に計測（計測箇所の詳細については教育委員会との協議の上決定する）し、日々甲に報告（様式１）すること。

□ 冷却塔・冷却水循環ポンプ・発電機及びケーブル類等は関係者・一般観客の導線に十分に配慮し設置すること。

□ 消火設備及び防火扉、避難導線に支障のないよう機器及び配管を施すこと。

□ 配管類が建物内に入る窓は風雨及び光が入らないよう十分な養生をすること。

□ 使用する水道料金については、乙の負担とするものとし機器に水道メーターを取り付け後日精算するものとする。